

第1回 横浜市総合保健医療センター指定管理者選定評価委員会 議事録	
日 時	令和7年5月26日（月）18:30～19:20
開 催 場 所	横浜市庁舎 18 階 共用会議室なみき 15
出 席 者	稲本委員、沖野委員、田中委員、村山委員、山田委員
欠 席 者	なし
開 催 形 態	公開（傍聴者なし）
議 題	1 委員長の選出 2 会議の公開について 3 申請要項について 4 業務の基準について 5 評価項目及び評価基準について
決 定 事 項	1 稲本委員を委員長に選出した。 2 次回（第2回）の委員会は非公開とした。 3 「申請要項」、「業務の基準」及び「評価項目及び評価基準」を事務局案のとおり確定した。
議 事	1 委員長の選出 委員の互選により稲本委員を委員長に選出した。 2 会議の公開について 今回（第1回）については原則どおり公開とし、次回（第2回）については、審議の中で指定管理者の経営ノウハウや人材育成といった団体の機密事項に関わる部分があるため、非公開とすることを事務局より提案し、承認を得た。 3 申請要項について 4 業務の基準について }（一括審議） 事務局から案を説明し、審議の上、事務局案のとおり確定した。なお、指定管理期間は5年とし、現指定管理者である「横浜市総合保健医療財団」を前提とした非公募で選定することとした。 【主な審議】 山田委員：変更点としてあった介護医療院の定員数が増えることは、昨今の横浜市の状況を踏まえると納得のいくものである。横浜市総合保健医療センターの介護医療院の稼働率はどの程度か。 事務局：令和5年度のデータで介護医療院の稼働率は99.6%。 沖野委員：選定評価委員会の定める最低基準点を満たすことが必要となっているが、1点がついている項目があった場合でも、最低基準点に達していれば問題ないということか。また、評価にあたっての基準があれば示していただきたい。 事務局：全体で7割以上を満たすことができているのであれば問題ない。採点基準については、客観的な指標を設けることは難しいため、申請団体から提出される資料を基に、委員の知見やご経験から評価をお願いしたい。 沖野委員：指定管理者は指定管理料と施設の利用料の両方を受け取るということでしょうか。 事務局：指定管理料と利用料金収入が大部分の収入を占めているが、国や県、市の補助金がある場合にはそれを活用することもある。

	5 評価項目及び評価基準について 事務局から案を説明し、審議の上、事務局案のとおり確定した。また、最低基準は7割とした。 【主な審議】 田中委員：採点項目は全体を合計して7割の点数を取れていれば、最低基準点を確保したとみなすという認識でよいか。 事務局：認識のとおりである。 山田委員：項目ごとの配点部分に「×2」、「×3」とあるが、これは項目ごとに重みづけが異なるということか。 事務局：事務局として、重視する項目を高くするなど重みを置くべきと考える項目は差をつけている。 沖野委員：採点は全委員の平均点で評価となるのか。また、項目ごとに達していなければいけない基準点のようなものはなく、全体で7割を取れていればよいのか。 事務局：全委員の平均点で評価する。また、各項目の点数にかかわらず全ての項目の合計点での7割を最低基準点としている。 6 その他 次回委員会では、議事に入る前に施設見学を行う予定とする。
資 料	(1) 横浜市総合保健医療センター指定管理者選定評価委員会 委員名簿 (2) 横浜市指定管理者制度運用ガイドライン (3) 横浜市総合保健医療センターの指定管理者の指定に関する要綱 (4) 横浜市総合保健医療センター指定管理者選定評価委員会運営要綱 (5) 横浜市総合保健医療センター指定管理者申請要項及び様式集（案） (6) 指定管理者制度における賃金水準スライドの手引き (7) 横浜市総合保健医療センター指定管理者業務の基準（案） (8) 横浜市総合保健医療センター指定管理者選定にあたっての評価項目及び評価基準（案） (9) 横浜市総合保健医療センター条例 (10) 横浜市総合保健医療センター条例施行規則